

○国土交通省  
環境省告示第四号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、ヒアリ類（要緊急  
対処特定外来生物）に係る対処指針（令和五年国土交通省告示第一号）の一部を改正する告示を次の  
ように定め、同法の施行の日から施行する。

令和八年七月一日

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

第2中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。